

令和 年 月 日 殿	整理番号
住所	フリガナ
	氏名
	個人番号
電話番号	性別
	生年月日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数に5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

住所	受付日付印
氏名	殿

受付団体名	
-------	--

《 記載例 》

赤字欄をご記入下さい

令和 年 寄附分

市町村民税  
道府県民税

寄附金税額控除に係る申告特例申請書

市役所収受印 令和 3 年 2 月 20 日 北広島市長あて		整理番号	<b>記入の必要はありません。</b>									
		フリガナ	キタノ タロウ									
住所		氏名	北野 太郎 @									
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1
〒061-1192 北広島市中央4丁目2番地1		性別	男									
電話番号 011-372-3311		生年月日	昭和45年6月7日									

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成

この申請書を提出した後に、住所や名字などが変わったときには、変更の届出が必要です。

1年間に6か所以上の市町村等にふるさと納税をしたときには、この申請は自動的に取り消されますので、確定申告が住民税申告をしなければなりません。

あなたが提出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条

る申告の特（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

寄附をした日(または寄附金受領証明書に記載の年月日)を記載してください。

1 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和3年1月15日	30,000 円

寄附をした年の所得について、**確定申告も住民税申告もしない方**

2 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、**及**に該当する場合のみすることができます。 **及**に該当する場合、それぞれ下の欄の **に**チェックを **し** ください。

地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
------------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

1年間に寄附をする市町村等の数が、**5か所以下となる予定の方**

(1) 地方団体に対する寄附金を支出した年の翌年4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-----------------------------------	-------------------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う地方団体の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。